

# 情報ステーション

## 紅葉狩号

2014 NOV by T's office

### 相続対策基本編

相続分から相続税が大幅に増税されます。今できる相続対策を以下に列挙します。詳しくは担当者までお問い合わせください。

#### I. 計画的な贈与を活用する

- 1 年間110万円までは贈与税が非課税
- 2 相続時精算課税制度の活用
- 3 贈与税の配偶者控除制度の利用
- 4 教育資金の一括贈与による非課税制度の活用

#### II. 優遇制度を活用する

- 1 生命保険の非課税枠利用
- 2 死亡退職金の非課税枠利用

#### III. 養子縁組制度を活用する

基礎控除が増えます。

※生前贈与を計画している場合は、今年も残り2か月となりましたのでお早め

をお願いします。110万円超の贈与を行い、来年、確定申告を行って証拠

料作りをすることをお勧めします。

### マイカー通勤手当の非課税限度額の引き上

げ

区分		改正後	改正前
自動車 などの 交通用具 を利用	通勤距離が片道2キロ未満	全額課税	全額課税
	2キロ以上10キロ未満	4,200円	4,100円
	10キロ以上15キロ未満	7,100円	6,500円
	15キロ以上25キロ未満	12,900円	11,300円

25キロ以上の分については担当者までお尋ね下さい。上記金額は1か月当たりの金額です。この改正は、平成26年4月1日以後に受けるべき通勤手当から適用されます。10月以前の支給済み分については年末調整で精算します。

顧客第一主義の会計事務所 <http://takeichi-zeicom/>

発行 :竹市会計事務所2014.11.4